

# 初代教会における家父長制の導入

入 順 子

## 1. はじめに

新約聖書の文書の順序は、それぞれの文書の成立年代順によって並んでいるのではない。もっとも古いものがパウロの書いた手紙であり、パウロは62年頃に亡くなっているので、それ以前の50年代に書かれたものである。その後、イエスの宣教と受難を主に記した福音書が成立し、もっとも早いマルコによる福音書が70年頃、その後、マタイ、ルカと続き、最後のヨハネが100年頃までには書かれたと言われている。そして、福音書とほぼ同じ頃に、新約聖書のほとんどの書が記されたのである。今回取り上げる、コロサイ、エフェソ、Iペトロ、Iテモテは、福音書とほぼ同時期、つまり、70年から100年頃に書かれたものである。この4書の中で、コロサイ、エフェソ、Iテモテはその冒頭にパウロが著者であるかのように記されているが、現在のところ、パウロではなく彼の後継者がパウロの名前を用いて書いたということが定説になっている。そこで、第二パウロ文書とも呼ばれるものである。

今回はコロサイ、エフェソ、Iペトロ、Iテモテの中にある「家庭訓」に注目し、そこから初代教会で語られていた教えを解明していきたい。この4書の順番も時代順であり、「家庭訓」の伝承がそれぞれの背景や著者の意図によって、どのように発展していくかを見るものである。そこに、後のキリスト教の歴史に影響を与える「女性像」や「女性教師のあり方」のルーツを探すものである。

## 2. コロサイの信徒への手紙 3:18-19

コロサイの信徒への手紙（以下、コロサイ）における、わずか2節だけの「家庭訓」であるが、これは新約聖書における最古の「家庭訓」と言われている<sup>1</sup>。「家庭訓」というのはルターがコロサイのこの箇所に与えた呼称であり、家庭内のルール、倫理を表すものである。コロサイより以前にこのような教えがなかったかというと決してそうではない。パウロはコリントの信徒への手紙において、礼拝でのかぶり物について語るとき、男と女についてのルールを語っているし（コリント I 11:2-16）、また、同14章には「婦人たちは教会では黙つていなさい…何か知りたいことがあつたら家で自分の夫に聞きなさい」（14:34-35）とも語っている。しかし、これらの教えはコリントの教会の実情を見て、パウロが言っているのであって、コリントの教会において何か定型化された男女の教えがあったのではない。

コロサイ3:18-19が新約聖書における最古の「家庭訓」と呼ばれているのは、これがコロサイの教会に合わせた発言ではなく、初代教会において何か定型化された伝承があり、それがここに初めて登場したと想定されるからである。この家庭訓は、3:18-19では妻一夫、3:20-21では子ども一父親、3:22-4:1は奴隸一主人に対して述べられている。これら三対の教えは、コロサイを元にして書かれたエフェソの信徒への手紙においてさらに発展した形で述べられ、ペトロの手紙 I やテモテへの手紙 I へと引き継がれていく。そういう意味でコロサイのこの箇所は「家庭訓」の出発点であり、初代教会の倫理が確立していく第一歩ということがいえるだろう。

本論は家庭訓の中でも、妻一夫、女一男における発展をみていくので、このコロサイにおいても18-19節のみを述べる。ここではごくシンプルに、妻への教えと夫への教えが一つずつ記されている。「妻は夫に仕えなさい…夫は妻を愛しなさい」。この「妻」と訳されている原典のギリシア語は γυνή であり、これは「妻」だけを意味することばではない。Γυνή は「女性」を表すことばで

あり、新共同訳聖書ではそのときどきで「女」「婦人」「妻」と訳し分けられている。たとえば、姦通の現場で捕まえられた女性（ヨハネ福音書8:3）や罪深い女性（ルカ福音書7:37）などは「女」と訳されている。また、Iテモテ3:11では教会の奉仕者について語られ、「婦人の奉仕者たちも…」と書かれているが、その「婦人」も γυνὴ である（口語訳聖書では「女たちも」と訳されていた）。「女」と「婦人」では与えるイメージが日本語の場合若干違うと思うので、その翻訳自体に解釈的要素を感じざるを得ない。

このコロサイの場合、「夫」と訳されていることばも元々「男性」を表す語であり、この一対の教えは、女性—男性に対する教えというふうに読むことができる。しかし、その後に続く子—親の教えとの関連から、「妻」「夫」という家庭内での関係について述べられているととるのが妥当であろう。

妻は夫に「仕える」ことが奨励されている。この「仕える」の原語 ἀποτάσσω は新約聖書において37回登場する。それらの新共同訳聖書での訳は、ほとんどが「従う」「服従する」「服する」であり、若干例としてここでの「仕える」「支配下におく」「支配に服する」がある。「従属する」という訳は見当たらぬ。このことばが「従う」という意味を持つということは、そこには、二者が存在し（ここでは妻と夫）、一方が他方に対して行う行為または心の働きを意味する。

Ἄποτάσσω は能動態で用いられるときには（別表①）、「従わせる」方は神かキリスト、天使たちであり、どちらかというと神的存在である。また、それに従うものは、被造物やすべてのものといったこの世的な存在である。そして、ローマ以外のところでは「すべて」が従うものとして書かれている。おそらく、これらは詩編8:7「御手によって造られたものをすべて治めるように…」の影響を受けており、パウロ以前にあった初期キリスト教の定型文であった可能性もある。

受動態では、能動態ででてきた箇所の関連部分であり、「服従させられる」側のものが書かれている（別表②）。

中動態では、社会や共同体の中での主従を表すもの（ときには命令形で書かれているもの）と、それ以外の用い方とに分けることができる。社会や共同体の中での主従を表すものは主に倫理的な教えに用いられている（別表③）。ローマ13章、テトス3:1、Iペトロ2:13では、権威や権威者に対して「従う」ことが勧められている。その他のものは人間同士の主従関係であり、上に立つものが「夫」「長老」「主人」などであり、下位にあるのが「妻」「若い人」「奴隸」などである。このように ὑποτάσσω は、とくにこの中動態において、この語の特徴を示している。このような倫理がイエスの思想に基づくものではないことは上記の分類において明らかである。福音書におけるイエスのことばの中にはこの語はでてこないのである<sup>2</sup>。つまり、この語を用いる倫理はキリスト教本来のものではなく、おそらく他の思想からの導入であると思われる。

家庭訓の源流に関しては、ユダヤ教ではなく、ヘレニズム的道徳訓であるとみる研究者がほとんどである<sup>3</sup>。そこで、そのヘレニズム的道徳訓をキリスト教化するため、「主を信じる者にふさわしく」が間に入ってきたのであろう。「主」の立場の強調は、コロサイにおいて、3:18、20、22、23、24、4:1と続いている。つまり、これらの教えを命令しているのは、「主」であると言わんばかりである。

一方、夫への教えは「愛しなさい」と「つらく当たってはならない」の二つである。「愛しなさい」にはアガペーが用いられ、キリスト教の教えであるように思われるが、そのあととの「つらく当たる」 πικραίνω は、新約聖書においてはあまり用いられていない。この箇所以外では、ヨハネの黙示録の中で「苦くなる」という意味で3回用いられているだけである。これは、おそらくヘレニズム的道徳訓が導入されたとき、そのまま用いられたのではないだろうか。妻への教えが「主を信じる者にふさわしく」によってキリスト教を強調しているのに対して、夫への教えはアガペーの愛を持ち出すことによってのみキリスト

教化しているのである。

### 3. エフェソの信徒への手紙 5:21-33

エフェソの信徒への手紙（以下エフェソ）はコロサイを元にして書かれたと言われている。よく似通ったことばや内容、そして思想的にもかなりの部分がコロサイから受け継がれている。しかし、コロサイの方は具体的な内容（たとえば論敵など）が記され、エフェソは手紙の形式をとっていながらも、その内容はより理論的、神学的な様相を帯びる。そのことはこの家庭訓にもよく表れている。

コロサイにおいて、妻への教えと夫への教えが一つずつであったのに対し、エフェソではその教えがキリストと教会との関係にまで発展している。節数もコロサイがわずか2節であったのに対し、エフェソでは13節にまで拡大している。基本的に妻が夫に仕えること、夫は妻を愛することという内容は同じであるが、それぞれにキリスト教的な解釈のようなものが付随する。図解すると以下のようである。

夫—頭—キリスト

仕える↑ ↓愛する

妻—一体—教会

著者の関心は、妻と夫に関する教えであるのか、教会とキリストの関係であるのか理解し難いところである（それぞれのことばの登場回数は、妻9回、夫6回、教会8回、キリスト8回）。しかし、妻を教会、夫をキリストにあてはめた段階で明らかに妻と夫との上下関係が成立している。コロサイでは妻への教えに対し *ὑποτάσσω*（仕える・従う）という動詞が用いられてはいるが、妻と夫との上下関係についてはあまり強調されていない。ところが、エフェソにおいて、キリストと教会との比喩は妻と夫の関係を決定的なものにしている。

22節「妻たちよ、主に仕えるように、自分の夫に仕えなさい」は一見、コロサイ3:18と同じようにも見える。しかし、コロサイでは「主を信じる者にふさわしく」がエフェソでは「主に仕えるように」と替えられている。つまり、コロサイではキリスト者としての勧めのようなものであるが、エフェソでは「主に仕えるように」 = 「キリストに仕えるように」ということになり、夫が主なるキリストと同等の立場となる。その説明が次の23節でなされ、キリスト一頭一夫/教会一体一妻のパラレルが述べられる。

妻の頭が夫であるという文は I コ林ント11:3を思い起こさせる。「すべての男の頭はキリスト、女の頭は男、そしてキリストの頭は神であるということです」。パウロはここで礼拝のかぶり物について語っており、この文章の後、具体的に頭にかぶる物や髪の毛について述べている。しかし、この11:3の文では、神—キリスト—男—女という序列ができあがっていて、これがパウロの考えていたものであることは明らかである。エフェソもパウロの影響をもちろん受けて書かれているが（エフェソの教会自体、パウロが建てたものである—使徒言行録19章を参照）、男女観について、パウロとエフェソの著者とは違った考えをもっていたと思われる。少なくともパウロは男性とキリストを同等の地位には置いていない。

このエフェソでも家庭訓において重要なことば ὑποτάσσω が2回用いられている（21節、24節）。コロサイのところでも前述したが、ὑποτάσσω はヘレニズム的家庭訓の伝承の中で用いられており、その影響がこのエフェソでも見られる。21節は「互いに仕え合いなさい」とあり、また、24節では「教会がキリストに仕えるよう」のところで用いられている。不思議なことに、「妻が夫に仕える」というところでは、すべてこの動詞は省かれ、その前にある「仕える」関係（21節「互いに」と24節「教会とキリスト」）と同様にしなさい、といったニュアンスの文となっている。著者がなぜ ὑποτάσσω を省いたのかは明らかではないが、著者の関心が妻—夫よりも教会—キリストの方に傾いているからかもしれない。

またこのエフェンにおいて注目すべき点は、夫への教えの方が圧倒的に長いことである（25-30節）。その中で、夫は妻を愛するとき、「キリストが教会を愛し、教会のために御自分をお与えになったように」と書かれている。この「与える」という動詞は、παραδίδωμι というもので、福音書の受難物語においてよく用いられている。ユダがイエスを祭司長に「引き渡す」、最後の晩餐において「あなたがたのうちの一人がわたしを裏切ろうとしている」などに用いられている。この語はイエスの受難物語においてもっとも重要なことばの一つである。ここで「教会のために御自分をお与えになったように」とあるのは、イエスが自分の命を教会のために捧げたという十字架の意味が含まれているところともできる。そうであるならば、この夫への教えにおいて、「愛する」ということは命を捧げるという深い意味を含むことであり、ある意味妻への教えよりも到達し難い教えとなっている。

ところで、この箇所は従来の日本基督教団式文集の中で、結婚式の式辞として用いられてきた<sup>4</sup>。それは、26、27節のあたりが結婚式を想像させるものであり、とくに27節が新婦の姿を表していることから採用されたものと思われる。現代においてこの箇所が結婚式に読まれることは減ってきてはいるが、それでもこの箇所がキリスト教を代表する夫婦像となってきた歴史があることは否めない。これがたとえヘレニズム的な家庭訓のキリスト教化されたものであったとしても、聖書に書かれた段階で、また正典に入った段階で、これがキリスト教のものであることは確かであり、その影響は絶対的なものであると言えるだろう。

また、著者は31節において、創世記2:24の引用をもってこの箇所の結論に向かっている。その結論は「この神秘は偉大です」（32節）と語っているが、その神秘はキリスト一教会について述べているであろうか。33節の「いずれにせよ」は「むしろ」とも訳すことができるが、夫一妻の関係へと話を戻そうとしているのかが不確かである。どちらにしても、著者の関心がキリスト一教

会、夫—妻の二対にあり、そのパラレルにおいてエフェソ全体のテーマ、一致・和解へ導こうとしているように思われる。少なくとも、コロサイで導入されたヘレニズム的家庭訓が、ここでかなりキリスト教化され、妻と夫との関係を述べながらもその内実は教会とキリストの関係であることは明らかである。キリスト教が他の思想を取り入れ吸収しながら、キリスト教倫理の基礎づくりをしていく一歩をここに垣間見ることができる。

#### 4. ペトロの手紙 I 3:1-8

ペトロの手紙 I（以下、Iペトロ）においては、コロサイやエフェソのように、妻一夫、子ども一親、奴隸一主人という三連の教えではなく、召し使いたちへの勧めと妻一夫の二つだけである。伝承としては、エフェソとの関連はほとんどなく、コロサイからのものが採用されたと思われる。ここにおいても、妻への教えとして「自分の夫に従いなさい」で始まる。コロサイ、エフェソでのように「仕えなさい」ではなく「従いなさい」であるが、元々の原語は ὑποτάσσω であり、同じものである。

しかし、妻が夫に従うときの理由づけにおいて、コロサイ・エフェソとの違いが見られる。コロサイでは「主を信じる者にふさわしく」、つまりキリスト者としてのふるまいが示され、エフェソでは「主に仕えるように」と夫をキリストと同様に仕えることが奨励されていた。Iペトロにおいては、その理由づけとしてまた違った角度から述べられている。それは、妻の無言の行いによって夫を信仰の道に導くためと書かれているのである。つまり、ここでの前提是夫が「御言葉を信じない人」（1節）であり、夫はキリスト教と違う宗教を持っているということなのである。エフェソでの夫=キリストとはまったく逆方向と言えるかもしれない。未信者の夫への宣教のために、妻は「夫に従い」、さらに、その装いまで細かい注文がなされている。編んだ髪、金の飾り、派手な衣服など外的な飾りでなく、「柔軟でしとやかな気立て」という朽ちないもので飾られた、内面的な人柄」（4節）であるべきと書かれている。そうすれば、

神を信じる女性たちの内面の美しさが夫に影響を与え、夫がキリスト教へ導かれるというのである。

そして、そのような女性の例として挙がっているのが、創世記に登場するアブラハムの妻サラである。サラがアブラハムを主人と呼んだのは、アブラハム夫婦に子どもが誕生することを予告されたとき、自分も年をとり「主人も年老いているのに」とひそかに笑ったときのことである（創世記18:12）。もしこだけを見るならば、サラがアブラハムに服従したということの例にはなり得ない。おそらく、ア布拉ハムが信仰の父と言われるのと同様、サラが信仰の母であるとの意味で「サラの娘」となることが勧められているのである。

このように妻への教えの内容はかなり細かく記されているのに対して、夫への教えは短いものである。ここで著者は「妻を自分よりも弱いもの」とすることによって、やはり夫と妻との上下関係を明らかにする。そして、コロサイやエフェソにあったように、「妻を愛しなさい」ではなく、「尊敬しなさい」と書かれている。「愛する」ということはキリスト教の要素が強いことばであるが、ここで「尊敬しなさい」という一般的な用語が用いられていることも含めて、Iペトロのこの箇所はあまりキリスト教化されていない。夫が未信者であり、また、サラの例が用いられてはいるが、妻への教えは装いなども書かれかなり一般的なものである。

Iペトロのこの箇所は、「同じように」で始まっている。7節にも、夫への教えを始めるときに、「同じように」と書かれている。「同じように」ということは、一般的にはその前の記事との関連を考えるべきである。それでは、2:18以下の「召し使いたちへの勧め」と「同じように」ということになるのだろうか。しかし、その「召し使いたちへの勧め」の内容と、「妻と夫への教え」とは同じようには思えない。著者は、おそらく、2:18において「召し使いたちへの勧め」を始めるときに用いた「召し使いたち、心からおそれ敬って、主人に従いなさい」と「同じように」しなさいと言いたかったのではないかと思

われる。

「おそれ」（「敬って」は原文ではない）というのは、原語が φόβος であり、同根のことばは I ペトロの中に 8 回でてくる。その中には、2:17 のように「神を畏れ」というふうに神が対象になっているものが 3 箇所、それ以外は「人々を恐れて」など人や物事が対象になっているのが 5 箇所である<sup>5</sup>。新共同訳聖書では同じ語を、神の場合は「畏れ」、人や物事の場合は「恐れて」というよう漢字で分けている。しかし、2:18の場合、ひらがなであり、そのどちらにも適用しうる。つまり、召し使いが「心から（神を）畏れて、主人に従いなさい」であるのか、「心から（主人を）恐れて、主人に従いなさい」であるのか、解釈次第ということになる。ただ、後者の場合、「恐れて」となると、そのあととのキリストの模範にならうという展開との不調和が見られるように思う。それならば、前節 2:17 の「神を畏れ」を受けて、2:18 も「心からの神への畏れをもって」という意味にとることが自然であろう<sup>6</sup>。

そのことと同様のことが 3:1 と 3:7 にも言えるわけで、「同じように」と書かれているのは、「神への畏れをもって」と言い換えることができるだろう。前述したように、I ペトロの内容はエフェソのものと比較して、キリスト教の要素が少ないと思われるが、ここで「神への畏れをもって」を繰り返すことによってキリスト教化しているのかもしれない。

I ペトロの背景としてよく言われるのは、この書が苦しみについてかなり言及していることである。I ペトロはヨハネの黙示録とほぼ同年代に書かれたとされている（96 年頃）。ヨハネの黙示録は明らかにキリスト教迫害の中にあるキリスト者に対して書かれたものである。I ペトロ書では、直接迫害を想像させるものはないが、「いろいろな試練に悩まねばならない」（1:6）、「義のために苦しみを受けるのであれば幸いです」（3:14）など、キリスト者の生活が容易ではなかったような内容もある。

著者は社会の中で少数派であるキリスト者にむかって、立派に生活すること

を勧めている。さて先の共同体には、3:1のように、夫の宗教から離れてキリスト教の洗礼を受けた妻がいたのである。そのこと自体は、夫の宗教を信じるべきであるという当時の慣例を破るものであり、内面の「解放された」自由をもっていたことが想像できる。しかし、そのようなキリスト者は当時の社会の中で秩序を乱す存在であると思われていた。そこで、著者はヘレニズム社会からの道徳訓を導入し、キリスト教の共同体が秩序正しくあるべきだと説いている。ただ、著者はその道徳訓をそのまま導入したのではなく、主従関係を説きながらも、「神を畏れて」というキーフレーズをさりげなく埋め込んでいる。あくまでもこの地上は仮住まいの場なのだから（1:1）、その社会の中で秩序正しく、外面的に適応しながら生活していくことが望まれる（その意味では、ヨハネの黙示録における、殉教するまで信仰を貫くという妥協のない内容とは違っている）。妻に対する教えのように、「神を畏れる純真な生活」をして、社会の中で一人の人間として立派に生きることが、キリスト教の宣教につながっていく、そのような展望を語っているのである。

## 5. テモテへの手紙 I 2:8-15

テモテへの手紙I（以下、Iテモテ）における女性・男性への教えは、今までの三書のように夫婦への教えではない。しかし、用いられている語は原語では同じである。今まで「夫」と訳されていた語が「男」、そして、これまでの「妻」が「婦人」と訳されているだけである。だから、夫婦への教えとも解することができるが、ここではなぜか、男一婦人と訳し分けられている。コロサイのところでも述べたように、「女」と「婦人」という語は、それぞれ与えるイメージが若干違っているので、ここでの「婦人」という訳自体に解釈的要素を感じるのである。

そして、その「婦人」という語が、まさに想像通りの展開を示すのが、この箇所の特徴でもある。まずはIペトロと同様、服装に関する教えである。「髪を編んだり、金や真珠や高価な着物を身につけたりしてはなりません」。Iペ

トロの方も、「編んだ髪、金の飾り、あるいは派手な衣服」となっているので、このような服装に関する教えが当時広く流布していたことが想像できる。I テモテの「髪を編んだり」において、原文には「髪」が入っていないので、何か編んだようなアクセサリーを想定することもできるが、おそらくこれらの教えが定着したものであったので、「髪」を省いても、「編んだ髪」をすぐに思い浮かべることができたのであろう。用いている用語は I ペトロとかなり違つており、新約聖書においてここにしかでてこない語（καταστολή = 身なり）などもあるが、内容的にはほぼ同じであるので、ヘレニズム世界において女性への勧めとして一般的なものであったと思われる。そして、このような勧めは、富裕層の女性に対するものであることは確かであろう。

また、11節において、女性に対して勧められているのが、「静かに、全く従順に学ぶ」ということである。今まで、コロサイ、エフェソ、I ペトロの家庭訓、とくにその中でも夫婦への教えを見てきた中で、特徴的なことばに ὑποτάσσω があることを述べてきた。I テモテにおいて ὑποτάσσω そのものは出てきていないが、その同根のことば ὑποταγή がここで登場する。ὑποτάσσω が「従う」を意味するとき、そこに二者が存在し、一方が他方に対して行う行為などを表すが、ここの「従順」においても同様であろう。たとえば、岩波版の新約聖書では、ここを「女は静かに、[男性聖職者に] ことごとく従属しつつ学ぶべきである」と訳している<sup>7</sup>。「男性聖職者に」はもちろん原文にはないことばであるが、おそらく3章から始まる監督（監督職につくのは男性のみ）についての文をふまえてのことではないだろうか。

12節には、女性の教師の制限が書かれている。「わたしは許しません」は新共同訳聖書では「男の上に立ったりするのを」のあとに書かれているが、原文ではどちらかというと、「婦人が教えたり」のあとに続いている。つまり、著者ははっきりと女性が教えることを許さないと言っているのである。これはもちろん教会内でのことであるから、教会の女性教師を「許さない」と言っているのである。逆から言えば、当時、すでに女性の教職がいたということを表し

ている。一見女性差別の文であるが、実はその中に当時の教会内での様子がうかがえる文である。

I テモテにおいては、この箇所の後の3章に、当時の教会の教職に対しての教えがある。そこにあるのは、「監督」と「奉仕者」である。「監督」は「一人の妻の夫」と書かれているので、男性であることがわかる。また、それに続く「奉仕者」（執事）への教えは、12節に「一人の妻の夫」と書かれているので、やはり男性である。ただ、11節に、新共同訳聖書では「婦人の奉仕者」への教えが書かれている。「婦人の奉仕者」の原文を見ると、「奉仕者」という語は入っておらず、ただ「女性たち」（「女たち」、または「妻たち」とも訳すことができる γυναικός）と書かれているだけである。この語の訳をめぐって、①一般的の女性たち、②奉仕者（執事）の妻、③女性の奉仕者（執事）など、見解の相違がある<sup>8</sup>。①に関しては、前後の文脈が奉仕者の資格についてであるので、ここにいきなり一般的の女性についての教えが入ることはないと想定している。②に関しては、監督の資格のところで監督の妻に対して述べた部分が見当たらぬという点で不確かである。となると、③の女性の奉仕者（執事）を意味しているとなるが、これも8-10節と12-13節が男性の奉仕者を想定しているのに、この11節だけがなぜ女性の奉仕者についてふれているのかが不思議である。しかし、11節に「同じように」ということばが入っており、これが8節の文を受けるのであれば、女性の奉仕者という案もおかしくはない<sup>9</sup>。

また、I テモテには4:14と5:17に「長老」ということばがあり、その「長老」が「手を置く」、つまり挨拶をしていることが書かれている。「長老」ということばは、年長者という意味で用いられているところもあるが、ここでは教会内での職を意味している。続くテトスにも1:7以下に「長老」と「監督」への教えが述べられているが、ここでも「長老」が「一人の妻の夫」であり、男性であることを表している。「監督」と「長老」のどちらが上位であったかは不明であるが、I テモテにおいて、「長老」は複数形であるのに対し、「監督」は単

数形であるので、「監督」の方が上位であったのではないだろうか。また、「奉仕者」に関しては、そのことばの持つ意味として、奉仕だけではなく、しもべ、側近の者という意味があるので、これに関しては明らかに「監督」より下位に属する。

テモテ、テトスは1世紀末の成立と考えられているので、これらの教会内の職制は当時の初代教会の様子を表しているものと思われる。その少し前に書かれたエフェソにおいては、4:11のところに「使徒、預言者、福音宣教者、牧者、教師」というのが出てくるが、これは教会内の役割分担であり、テモテのような司教制ではない。また、もっと以前に書かれた、パウロ真正の手紙、フィリピの冒頭のところに、「監督たちと奉仕者たちへ」と書かれたところもあるが、ここでの「監督たち」というのはテモテのような後期の作品における「監督」とは違い、管理職一般、最高責任者のような意味合いではないかと言われている<sup>10</sup>。

以上のことから、I テモテ2:12における女性の教師というのは、「奉仕者」としての役割を持つ教師であると言えるであろう<sup>11</sup>。そして、「男の上に立つ」ということは、「監督」のように教会全体の長としてその仕事に従事することを表しているのである。つまり、「男の上に立ってはいけない」というのは、女性教師は「監督」にはなれないし、女性教師が教える対象は女性だけに限られることを意味する。

また、この12節の「むしろ静かにしているべきです」は、I コリント14:34以下、「婦人たちは、教会では黙っていなさい。婦人たちは語ることが許されていません。」を想像させる<sup>12</sup>。しかし、I コリントの場合は、「何か知りたいことがあったら、家で自分の夫に聞きなさい」がついているので、女性信徒に対してのものであり、女性教師へのものとは違うと思われる。

I テモテにおいて、女性教師への制限の理由として旧約聖書からの例として挙げられているのが、13-14節にでてくる、アダムとエバの例である。創世記

2-3章の創造物語において、アダムが先に造られたこと、そして、エバがだまされて罪を犯したことが述べられる。パウロが書いたコリントにも、「女が男のために造られた」(I 11:8) や「エバが蛇の悪だくみで欺かれたように」(II 11:3) といった文が見られるが、テモテのように創造物語をここまで女性差別の理由づけに用いた例は他には見当たらない。

そして、15節、著者の論理は大きく展開し、「婦人は子を産むことによって救われる」と結論づける。この箇所は解釈の困難を生むところであり、さまざまな解釈が試みられてきた。たとえば、「彼女は御子の出産により救われるでしょう」、つまり、イエスの誕生を示唆したものであるとか<sup>13</sup>、これはテモテ5:11以下の年若いやもめを念頭に置いて書かれたものである<sup>14</sup>、など、さまざまである。しかし、おそらく著者は、これまで、服装をはじめとするキリスト者女性のあるべき姿、女性教師への制限、そして、その理由（アダムとエバ）を書いた上で、女性への教えのしめくくりとして「子を産むこと」への勧めをしているのである。このような考えはユダヤ教にもあり、そして、ヘレニズム社会にもある、普遍的なものだからである。

以上のように、I テモテにおける女性への教えを通して、当時の社会には富裕層（少なくとも金や真珠や高価な着物を持っていました）キリスト者女性がおり、教会内で奉仕のわざについていたことがわかる。また、教会には奉仕者（執事）の立場にある女性教師がいたことも読み取ることができる。しかし、I テモテでは、コロサイにおいて導入されたヘレニズム的家庭訓がさらに発展し、家父長制化が教会の職制にまで至る。監督、長老、奉仕者という序列ができ、女性は奉仕者という立場のみ就くことができたようであるが、その立場すら制限がかかる。その意図は、I テモテ3:7によく表れている。「監督は、教会以外の人々からも良い評判を得ている人でなければなりません」。この書においては、キリスト者が良い市民、家庭の秩序を守っている模範的な人物であることが求められており、女性に対しても当時の社会での良き女性像をあてはめられる。

それは、キリスト教が、イエス自身が生きていた時代の小さな地域での一つの宗教活動ではなく、多くの宗教や文化や習俗がからみあった世界へと広がりつつある宗教へ成長していく過程で起こったことである。キリスト教がキリスト教であることを守っていくためには、イエスの十字架と復活、イエスの宣教を伝えるのと同時に、それを信じる人、キリスト者そのものも宣教の要素になっていくのである。健全な人格、健全な生活（テトス2章を参照）を全面に押し出すことによって、社会に溶け込みながら、キリスト教を伝えることができたのである。

## 6. おわりに

パウロ後に書かれた文書の中の家庭訓を中心に考察してきた。まず、一つ特徴的なのは、どの文書にも登場する ὑποτάσσω（または同根のことば）である。この語は、ὑπό が「下に」を意味するため、二者の関係の中に上位と下位を持ち込む。この語は、ヘレニズム的家庭訓が導入されたとき限定的に用いられ、夫一妻、男一女における上下関係を決定づけ、後者が「従う」「仕える」間柄であることを教える。ヘレニズム的家庭訓はそれぞれの文書においてキリスト教化され、また、それぞれの時代背景に沿って変化していくが、この語の用法に関しては同じ姿勢を貫き通している。これらの文書が書かれた時代は、キリスト教がユダヤ教と正式に分離し、初代教会が組織立てられていくときと重なっている。ユダヤ教における律法の縛目を解き放ったのはイエスであるが、イエスの死後数十年たって、教会という組織ができようとするとき、再び規則によって人間を統率していく。その第一歩とも言えるのが、この時期のキリスト教ではないかと思われる。そして、その規則は教会の職制にまで影響を与えているのである。

キリスト教はエフェソが書かれた頃に初めて会堂をもったと言われている。それまで、パウロの時代には「家の教会」と言われるものがあり、その家の女性たちが指導的立場にあった。しかし、会堂を持ち、教会の制度が整えられて

## 初代教会における家父長制の導入

いくのと同時に、その教会が他の文化の中で生き抜くための教えが必要となってきた。そこで書かれたのが、テモテなど牧会書簡と言われるものである。そこでは、女性の奉仕者（執事）の存在は確認できるが、教えること自体に制限がかかっている。それは、教会やキリスト者が社会において、よき模範的な家父長制をとる必要があったからと思える。これらのことは、その時代におけるキリスト教の一つの過程であり、歴史のある部分を占めるに過ぎない。しかし、それが新約聖書という正典に取り込まれたことによって、後の歴史に大きな足跡を残すことになったのではないだろうか。

### 新約聖書における *ὑποτάσσω* の用例

表①

ローマ8:20	神（？）	被造物
I コリント15:27-28	神 キリスト	すべて すべて
エフェソ1:22	キリスト	すべてのもの
フィリピ3:21	キリスト	万物
ヘブライ2:5-8	天使たち 神（？）	来るべき世界 すべてのもの

表②

ローマ8:20	虚無	被造物
I コリント15:27-28	神 御子 神	すべて すべて 御子
I ペトロ3:22	キリスト	天使、権威、勢力

初代教会における家父長制の導入

表③

ローマ13:1,5	上に立つ權威	人
Iコリント14:34	夫?	婦人たち
Iコリント16:16	ステファナ家とその同労者	コリントの教会の信徒
エフェソ5:21,24	夫と妻（互いに） キリスト	夫と妻（互いに） 教会
コロサイ3:18	夫	妻
テトス2:5	夫（年老いた男）	年老いた女
テトス2:9	主人	奴隸
テトス3:1	支配者、權威者	人々
Iペトロ2:13	人間が立てた制度	あなたがた
Iペトロ2:18	主人	召し使いたち
Iペトロ3:1	夫	妻
Iペトロ3:5	自分の夫	聖なる婦人たち
Iペトロ5:5	長老	若い人たち

表④

ルカ2:51	イエスの両親	イエス
ルカ10:17,20	72人	悪霊
ローマ8:7（否定形）	神の律法	肉の思いに従う者
ローマ10:3（否定形）	神の義	彼ら（イスラエル）
Iコリント14:32	預言者の意	預言者に働きかける靈
ヘブライ12:9	靈の父	わたしたち
ヤコブ4:7	神	あなたがた

注

- 1 山内眞、「新約聖書の倫理一家庭訓（コロ3:18-4:1）を中心として—」『東京神学大学紀要3号』、2000年、81頁。
- 2 一箇所例外として、ルカ10:20ではイエスのことばの中にこの語がみられる（別表④）。しかし、それは弟子の発言に対して答えた部分であり、イエスの教えとしてでてくるのではない。
- 3 Dibelius, M., *An die Koloser, Epheser, an Philemon*, 1913, 1953 によって提唱され、その後、ほぼ定説となっている。最近のものでは、Lohse, E., *Theologische Ethik des Neuen Testaments*, Stuttgart, 1988.（山内一郎・辻学・近藤直美訳、『新約聖書の倫理』、教文館、1995年）や Fiorenza, S. E., *In Memory of Her. A Feminist Theological Reconstruction of Christian Origins*, New York, 1985.（山口里子訳、『彼女を記念して—フェミニスト神学によるキリスト教起源の再構築』、日本基督教団出版局、1990年）など。
- 4 『日本基督教団口語式文』、日本基督教団出版局、1959年、231頁。
- 5 1:17「その方を畏れて」、2:17「神を畏れ」、2:18「心からおそれ敬って」、3:2「神を畏れる」、3:6「何事も恐れないなら」、3:14「人々を恐れたり」「心を乱したり」、3:16「敬意をもって」
- 6 「神を畏れて」「主人を恐れて」は研究者によって見解が分かれている。前者は Perkins, P., *First and Second Peter, James, and Jude: Interpretation*, 1995（山口雅弘訳、『ペトロの手紙1, 2 ヤコブの手紙 ユダの手紙』、現代聖書注解、日本基督教団出版局、1998年）。後者は Brox, N., *Der erste Petrus-brief*, EKK. XXI, 1979（角田信三郎訳、『ペトロの第一の手紙』、EKK 新約聖書註解、教文館、1995年）。
- 7 『新約聖書』、岩波書店、2004年、714頁。
- 8 田川建三訳著、『新約聖書 訳と註4 パウロ書簡その二 擬似パウロ書簡』、作品社、2009年、680頁では②の「奉仕者の妻」を採用。川島貞雄、「テモテへの手紙一」『新共同訳新約聖書注解II ローマの信徒への手紙—ヨハネの黙示録』、日本基督教団出版局、1991年、309頁では③の「女性の奉仕者」を採用。
- 9 パウロの手紙、ローマ16:1には「ケンクレアイの教会の奉仕者でもある、わたしたちの姉妹フェベを紹介します」とあり、パウロの時代の「家の教会」に女性の奉仕者がいたことが記されている。
- 10 『新約聖書』、岩波書店、2004年、607頁
- 11 フィオレンツァは I テモテ5:2を「高齢の女性（長老）には母のように、若い女性（執事）には姉妹のように、まつたき礼節をもって勧めなさい」と訳し、女性にも

## 初代教会における家父長制の導入

- 長老がいたと述べているが、5:2を教職への勧告としてみるのは少し無理がある。
- 12 コリントのこの箇所とテモテ2:12は、同じ用語が用いられていることから、コンツェルマンを始めとする注解書著者はテモテ2:12などの考え方方が後世になって挿入されたと言っている。しかし、荒井献は古い写本には載っていることから、この説を否定している（荒井献、『新約聖書の女性観』、岩波セミナーブックス27、岩波書店、1988年、243頁）。
  - 13 Lock, W., A Critical and Exegetical Commentary on the Pastoral Epistles (ICC), Edinburgh, 1936. Oden, T. C., First and Second Timothy and Titus, Interpretation, 1989 (岩橋常久訳、『テモテへの手紙1、2 テトスへの手紙』、現代聖書注解、日本基督教団出版局、1996年) など。
  - 14 辻学、「子を産むことによって救われる—I テモテ2:15の文脈と背景—」『経験としての聖書 聖書学論集41 大貫隆教授獻呈論文集』、日本聖書学研究所、2009年、463-475頁。

## Summary

# The Introduction of Patriarchy in the First Century Church

IRI Junko

This paper discusses household code of behavior in the New Testament, especially in regard to rules for husband and wife which appear in writings written in the late age. The first household code of behavior for men and women in the New Testament is in Colossians, which was written in about 70C. E. Those rules were not Jewish or Christian, but Hellenistic in origin. After that, through in Ephesians, I Peter, I Timothy, the code of behavior became gradually Christianized under particular circumstances of each church as a result of such cultural interaction, authentic Christian ethics was established. Concerning that process, a Greek word “ὑποτάσσω” (to attend or serve) exercised a great influence. “ὑπό” means “under ~”, so it separates human society into those who are superior and inferior. The above four writings regard husbands/men as superior and wives/women as inferior. In addition, in I Timothy, the rules cover not only the relationships of married couples but also the staff organization of the First Century Church.